

30商第197号
平成30年7月18日

会津若松市商工審議会
会長 青木孝弘 様

会津若松市長 室井照平



企業立地優遇制度の拡充について（諮問）

このことについて、会津若松市商工審議会条例第2条第2号の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求める。

記

1. 企業立地優遇制度の拡充について

諮詢 事 項

○企業立地優遇制度の拡充について

本市は、ＩＣＴ（情報通信技術）や環境技術などを、健康や福祉、教育、防災、さらにはエネルギー、交通、環境といった生活を取り巻く様々な分野で活用し、将来に向けて持続力と回復力のある力強い地域社会と安心して快適に暮らすことのできるまちづくりとして「スマートシティ会津若松」を推進しております。

また、ＩＣＴ専門大学である会津大学の立地とオープンデータを推進している地域特性を生かしたアナリティクス産業、ＩＣＴ関連産業の集積による新たな産業創出を目指し、ＩＣＴオフィス環境整備事業に取り組んでいるところであります。

こうした取組をさらに加速させ、産業の振興と雇用機会の拡大を図るため、「会津若松市企業立地促進条例」の一部を改正し、ＩＣＴ関連企業の集積促進に向けた奨励金の内容を拡充するものであります。

記

ＩＣＴ関連企業の集積促進のため、企業立地奨励金及び賃貸借型企業立地奨励金の交付要件の緩和と賃貸借型企業立地奨励金の交付金額の拡充をしようとするものであります。